

被災者支援における弁護士実務と自治体連携

弁護士・防災士
永野 海 Kai Nagano

I 被災者支援における旧来型の自治体連携

1 被災者法律相談

弁護士の被災者支援と自治体、特に市区町村との関わりとして一般的なのは、市区町村から要請を受けて行われる庁舎内での被災者法律相談である。災害で家族が死亡したときの相続問題、勤め先が被災したときの雇用問題、被災による経済的負担からの債務整理問題、家屋が被災したときの近隣との相隣関係など、災害時には様々な法律问题が生じる。そのため、市区町村側も、平時から弁護士相談を担当している部局では、災害時の被災者向け法律相談の必要性については概ね認識されている。

2 災害時の自治体の混乱を想定した災害協定締結

こうした被災者法律相談の内容において、弁護士が本業で日々扱っている法律问题と大きな違いはなく、弁護士側としても参加へのハードルはそれほど高くない。市区町村側としても、特に日頃から庁舎内での無料法律相談が実施されている場合には実施上の支障は少ない。しかし、実際に大規模災害が発生した場合には、市区町村の業務は一気に多忙となり、時にパニッ

ク状態となる。

弁護士会が被災者法律相談の開催を市区町村に提案しても、とても庁内で検討できる状況ではなく前向きな回答が来ないことも多い。また、費用の問題、場所の問題、広報の問題、担当部署の問題など、事前に取り決めがない場合には、相談窓口開設へのハードルは一層高くなる。東日本大震災において、弁護士会側が自治体に対して、多数の住民が避難生活を送る避難所での被災者相談を提案したにもかかわらず、実現しなかった例もある。そこで、近年では、弁護士会と自治体（都道府県や市区町村）との間で、災害時の相談活動について協定を締結する例がかなり増えてきた。県内の全ての基礎自治体と災害協定を締結済みの弁護士会もある。

3 被災者法律相談の周知問題

こうした被災者法律相談における第一の課題は、周知問題である。この点、阪神・淡路大震災や東日本大震災のように特定非常災害に指定される規模の災害では、被災者が多数に上り被害規模が大きいこともあり、自らや家族の死傷、自宅の全半壊や流出、被災後の借地権問題（特に都市部）、失業、住宅ローン問題など数多くの法律问题が発生する。その結果、弁護士への多数の相談につながりやすい。弁護士への相談が数万件に上ることもある。

しかし、震災にせよ水害にせよ、局所的な被